

## 岡本の国会での答弁

177-参-総務委員会-12号 平成23年05月10日

○片山虎之助君 時間が余りありませんからあれだけでも、中央も現地もちゃんとボランティアの人のエネルギーがうまく使えるように、そういう体制を至急整えて、まだ息長いんだから、これからなんだから、本番は。是非、よろしくお願いします。

それから次に、この前もちょっと言った義援金なんですよ。この前は、義援金が二千億も集まっているんだから早う配れと、配る手がなければ国がやれと、あるいは国の代行の機関か団体がやれと、こういうことはこの前言ったんだけど、しかし、考えてみると、義援金というのはほとんど法律がないんだよね。あれは任意にある程度自由に集めて自由に配れるんでしょう。法的にはどうなっていますか。

○大臣政務官(岡本充功君) 基本的に、今議員から御指摘いただきました義援金の配分については、国民の善意の自発的な意思に基づき拠出された民間が行っているものというスタンスでありまして、本来国が直接関与をするというべきものではないということであり、法規制をしているところではありません。

○片山虎之助君 法的な何か根拠がありますか。義援金について法的な規制をしている、手続やその他について、集めたり配分したり、何か法的なあれがあるかということを知りたいんですよ。

○大臣政務官(岡本充功君) 義援金の配分に当たっては、法的な枠組みではなくて、中央防災会議が定めた防災基本計画において、「義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集団体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。」とされているところであります。

○片山虎之助君 だから、法的な根拠がないのよ、中央防災会議が作る防災計画か何かで。国も地方もそうなんです。防災計画なんか義務付けられて全くないのよ。ただ普通、地方は防災計画の中に募金委員会か何かつくって、そこが基準を作ったり配分をやっているんですよ。

こんなことで私はちゃんと配分できるんだろうかという気がしてしょうがない。少々の額ならいいですよ。しかし、国民の善意の拠出なんだから、これを有効に使わないわけではないんで。しかも、時期は遅れる、ちゃんと配らない、末端まで行かない、途中でくすねられても分からない、そういうことじゃ困りますよ。

どういう御認識ですか、あなたはいつから担当になったか知らぬけれども。

○大臣政務官(岡本充功君) 御指摘のとおり、現時点における支給開始状況を見ますと、岩手、宮城、福島の被災三県での支給は、市町村まではお金は行っていますが、個人に行っているかという、必ずしも多いパーセンテージのお金が行っていないという実情があります。

そういう意味では、委員御指摘の問題意識は共有するところがございますが、なかなか、先ほどもお話をしましたように、民間の御意思でやっているものであり、国が直接乗り出していった法規制をするということはないんじゃないかという思いも持っているということも御理解をいただきたいと思えます。

○片山虎之助君 よく分かるんですよ。よく分かるんだけど、今回の大震災はこれは単なるあれじゃないんですよ。国難という言葉がしょっちゅう使われるけれども、それほど大きな事件で、そして、国民が、二千億を超えるというのは一人が千何百円払っているんですよ、みんな。それだけの、みんな善意の供出を喜んでやっているんですよ。こういうのが妙なことになったら、おかしい

ことになったら私は困ると思う。だから、手続のルール化みたいなこと、難しいですよ、どこまで公が入り込むかというのは難しい、あるいは情報公開、全ての過程の、こういうことの検討を是非やってもらいたいと思いますけれども、どうですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 国において情報公開という意味でいうと、国においてということではなくて、既に日本赤十字社等ホームページで受付状況や被災都道府県への送金状況を公開するとか、こういったことで少し情報公開は行っているところではありますが、委員からそういう御指摘もありますし、我々としてもこれだけなぜ遅いのかという思いを持たないわけでもありませんので、もちろん途中で誰かが、何というんでしょう、手数料を取ったりしているというようなことはございませんけれども、しかし、もう少し迅速にお渡しすることができないのかという思いは持っております。そういう問題意識を持つ中で、今後の在り方については検討しなければいけないと思っています。

○片山虎之助君 あれは国が三十五万と決めたけれども、地方が独自に自分のところに来たものについては上乘せしてもいいんでしょう。だから、この基準も、私は差がいろいろ出ると思うんですよ。ある程度差が出るのが地方自治だから、それはそれで構わないんだけど、とにかくきちっと公正のためのルールの、何となくルール化みたいな、公の、今はもう防災計画しかないんですよ。私、そんなことでいいのかなと思っています。

それから、配分の末端までの情報公開ですよ。それがないと不正が入り込む余地が私は出てくると思うので、再度お考えを聞きたいし、検討する用意がありますか、役所として。

○大臣政務官(岡本充功君) 今お話をさせていただきましたように、義援金の流れについては、国というよりは日本赤十字社等のホームページで、入ってきているお金、そしてお支払いをしたお金、こういったものを公開はしておりますけれども、もちろん委員御指摘のように善意に基づくお金でありまして、これがきちっとお支払いをされる、お届けできるという仕組みがなければならないというのはあります。

これから先もまだ義援金が集まり続けていますので、まず第一次としてお支払いをするということに至っているところでありまして、更に状況の変化を見ながら、第二次、第三次がある可能性もありますので、そういったときには、委員の御指摘も踏まえつつ、我々として迅速かつ適正にお渡しができる方法、こういったことは考えなければいけないんだろうというふうに思っています。